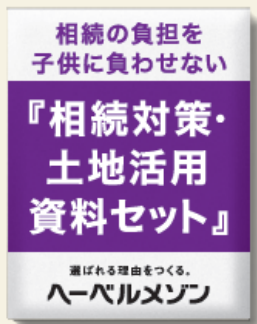


相続対策、 土地活用 今が、 動き時?!

土地所有者の皆様が、いずれは直面する相続。時に突然訪れることもある相続の対策は、早めに始めるに越したことはありません。何も対策を取らないまま相続が起こると、遺産の分割をめぐって仲が良かった子供たちが争う「争族」になったり、その結果、管理や対処に困り、相続した実家を放置してしまうといった事例も見られます。「空き家対策特別措置法」の施行により、^{*}特定空き家等の勧告を受けた場合には、固定資産税等の課税評価額の軽減特例がなくなり、子世代にかかる負担は大きくなる傾向にあります。そこで旭化成では、子世代に苦勞をかけないための『相続対策・土地活用資料セット』^{*}をご用意しました。相続対策のポイントや、土地活用・賃貸経営の勘どころを紹介したこの資料セット。ご希望の方は、下記資料請求フリーコール、またはホームページからご請求ください。



土地所有者必読

相続の負担を

子供に負わせない

『相続対策・土地活用

資料セット』無料進呈!!

※倒壊の危険性や衛生面等に問題がある空き家の所有者が、市区町村から勧告を受けた場合、土地の固定資産税課税評価額が最大6分の1まで軽減される特例等の対象から除外されます。

ご興味のある方は下記までお問合せください。

旭化成ホームズ株式会社 東京法人支店 フリーコール：0120-102-825